

「大規模災害に備えた大阪府化学物質管理制度の見直し」に対する府民意見等の募集結果

「大規模災害に備えた大阪府化学物質管理制度の見直し」に対する府民意見等を募集した結果、5（人・団体）の方から、のべ7件のご意見をいただきました。いただいたご意見の概要、ご意見に対する大阪府の考え方は次のとおりです。

なお、お寄せいただいたご意見は、趣旨を損なわない範囲で一部要約しています。

1 募集期間

平成25年10月18日（金）から平成25年11月18日（月）まで

2 募集方法

大阪府パブリックコメント手続実施要綱に基づき、郵便、ファクシミリ、インターネットのいずれかにより意見等を募集しました。

番号	府民意見等の内容	意見等に対する府の考え方
1	<p>南海トラフ巨大地震に係るリスクの把握方法について統一をお願いします。</p> <p>リスクの把握方法及び低減方法について参考事項があれば紹介をお願いします。</p>	<p>事業所により施設や取扱っている化学物質の種類や量が異なることから、リスクの把握方法を統一することは困難と考えています。</p> <p>また、事業所での検討の参考にしていただくため、府でリスクの把握方法や低減対策の例を記載した大阪府化学物質適正管理指針（指針）の解説やマニュアルを作成し、これらの公表や事業所を対象とした説明会の開催を行う予定としております。</p>
2-1	<p>府民に対して、有害物質の影響を及ぼされないように漏洩・流出を未然に防ぎ、『府民の生命を守る方向性』は理解できます。企業としても第一に優先すべきは『従業員および地域住民の命を守る方向性』です。しかしながら、企業の存続を前提にすれば、投資枠には一定の上限があり自主的な取り組みにしていきたい。</p>	<p>大阪府生活環境の保全等に関する条例（府条例）第81条の23第1項で「知事は、事業者による自主的な化学物質の管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止するため、（中略）管理化学物質取扱事業者が講ずべき第一種管理化学物質等及び第二種管理化学物質等の適正な管理に係る措置に関する指針を定め、公表するものとする。」と規定されています。</p> <p>このため、今回改正する指針は、化学物質の自主的な管理強化を促進していくためのガイドラインとして定めているものであり、改正指針に記載された対策の内容は、事業者が優先度を決めて対策を検討して頂く際の例示として示しているものです。</p> <p>したがって、事業者が行う具体的な措置の内容は、指針に示された対策等の中から事業者の置かれた状況に応じて自主的に決定し、取り組んでいただくこととなります。</p>
2-2	<p>今回の制度見直し内容には不明点・矛盾が多く、対応に苦慮します。以下に列記します。</p> <p>1 大規模災害の想定及び環境リスクの把握等</p> <p>（2）環境リスク及び対策優先度の把握</p> <p>イ 環境リスクの把握の手順</p>	<p>今回の改正指針案は、「1 大規模災害の想定及び環境リスクの把握等」で大規模災害の想定及び環境リスクの把握を実施し対策の優先度を決定していただき、その優先度に応じて「2 環境リスク低減のための具体的方策」に記載の対策を含めた適切な対策を自主的に実施し、可能な限りリスクを低減していただくものです。</p>

番号	府民意見等の内容	意見等に対する府の考え方
	<p>ア) 管理化学物質漏洩の可能性が高い施設の特定 どんな施設であっても津波に見舞われた場合、損傷を受けやすい配管等の漏洩は免れないと思われます。例えこれらの施設を危険性が高いと特定しても対策には困難が伴います。</p> <p>イ) 漏洩物が上水道取水口到達の可能性 津波が上水道取水口へ到達すれば、それだけで中身が何であろうと上水道施設は壊滅的被害に見舞われます。また、津波が到達するか否かは、行政側データで把握できると思われます。</p> <p>ウ) 配管への緊急遮断弁 配管やフランジが損傷を受けやすい設備と把握しながら緊急遮断弁のみを設置するだけでは漏洩を防ぐことはできません。</p> <p>エ) 漏洩化学物質の拡散計算 化学物質には水溶性・非水溶性および比重等、条件は様々です。また、他企業からの漏洩物が混ざり合い、一企業毎の推測だけでは限界があります。</p> <p>2 環境リスク低減の具体的方策 (1) 緊急事態発生の未然防止 ア 事業所全体における対策の実施 ア) 施設耐震性能確保 関連全施設に耐震診断を実施し、基準に見合う補強工事を実施することは物理的・費用面で不可能です。 イ) 容器の固定・自家発電の場所移動 事業所内での容器物流は、その殆どが津波水位以下でおこなわれています。タンクローリー等を含めて固定化することは、物理的に不可能。自家発電を津波で水没しない高さに移動することは物理的・費用</p>	<p>そのため「2 環境リスク低減のための具体的方策」で記載の対策は、事業者が対策を検討して頂く際の例示として示しているものであり、これらを含め、事業者の置かれた状況の中で経済的技術的に可能な範囲で対策を選定し、実施して頂くことになります。</p> <p>府としては、リスクの把握方法や低減対策の例を記載した指針の解説やマニュアルを作成し、それらの公表や事業所を対象とした説明会の開催を行う予定としており、本制度の詳細な運用については、ご指摘の点も含めその中でお示しいたします。</p>

番号	府民意見等の内容	意見等に対する府の考え方
	<p>面で不可能であるだけでなく、電源を必要とする機器が水没する高さになれば短絡してしまうことになります。</p> <p>ウ) 地盤の液状化対策</p> <p>コンビナート地域は、その全域液状化現象を起こすことが明白です。施設損傷を防止するためには、液状化対策の工事施工が必要ですが、新たなプラント建設と同等な費用が必要であり、物理的・費用面で不可能です。</p> <p>イ 主たる施設に応じた対策の実施</p> <p>ア) 貯蔵施設</p> <p>【配管への緊急遮断弁の設置】</p> <p>配管やフランジが損傷を受けやすい設備と把握しながら緊急遮断弁のみを設置するだけでは漏洩を防ぐことはできません。</p> <p>【破損に備えた防液堤や予備タンク】</p> <p>防液堤は津波の高さ以上にせねば、漏洩物が津波に飲み込まれることとなります。ということは、貯蔵施設の周囲に防潮堤を設置しなければならないということです。物理的・費用面で不可能です。</p> <p>【ドラム缶等、容器の固定化】</p> <p>民間企業は海外の競合他社に打ち勝つために究極の低コスト化を図ってきました。物流の効率化もその一つです。毎日何千本というドラムを扱っている中で都度、固定化は守れるルールではありません。また、そんな大量な原料・製品を段置きせずに平置きすると作業・物流スペースが無くなるだけでなく、消防法的にも違反行為が発生することに繋がります。結果、これも守れるルールではありません。</p>	

番号	府民意見等の内容	意見等に対する府の考え方
2-3	<p>公布前に各企業の意見を聴取いただき実現性のある施策としていただきたい。</p>	<p>大阪府は、平成 24 年度に実施した「災害時における化学物質のリスク低減検討事業」において、学識経験者等の科学的・技術的な見地からの意見も聞きながら被災地域での被害実態調査等を行い、大規模災害に備えたリスク低減対策を取りまとめました。本指針改正案には、事業者が対策を検討して頂く際の例示として、平成 24 年度の検討結果を基に、大規模災害に備えたリスク低減対策を示しています。</p> <p>指針の改正後は、事業者で大規模災害の想定及び環境リスクの把握を実施し対策の優先度を決定していただき、その優先度に応じて指針に示された対策等の中から適切な対策を選定し、実施していただくこととなります。本パブリックコメントにおいて、これらの制度見直し案について事業者を含めた府民のご意見を聴取させて頂いたところであり、今後は頂いたご意見を参考に施策を進めていきます。</p> <p>南海トラフ巨大地震等の大規模災害による甚大な被害が懸念されるなか、リスク低減の方策を講じるには一定期間を要すると考えられ、検討は迅速に着手していただく必要があります。そのため、指針の改正は速やかに実施すべきものと考えます。一方で、事業者での検討の期間を確保するため、府条例第 81 条の 24 第 1 項に定める化学物質管理計画書（管理計画書）の変更届出は、取扱量に応じ、一定の期間後に提出して頂くように考えています。</p> <p>また、府でリスクの把握方法や低減対策の例を記載した指針の解説やマニュアルを作成し、それらの公表や事業所を対象とした説明会の開催等を通じて、事業者の置かれた状況に応じた対策を検討して頂ける様、制度を運用していきます。</p>
3	<p>「大阪府化学物質適正管理指針」改正案について、第 1 項（2）において、「ただし、法令等で定められた耐震基準に適合しているな</p>	<p>お示しのとおり、他法令ですでにソフトやハード対策を実施しているものについては、新たな対策をする必要はなく、法令等で新たな規定が設け</p>

番号	府民意見等の内容	意見等に対する府の考え方
	<p>ど・・・」とあるが、消防法や高圧ガス保安法などの法令ですでにソフトやハード対策を実施しているものについては、新たな対策をする必要はなく、国や行政などから、新基準が出された場合に、対策を検討する考えでよいか。</p>	<p>られた場合に、それに従って対応頂くことになります。</p>
4	<p>今回示された「大阪府化学物質適正管理指針」の改正案では、環境リスクを低減するための対策を検討し、優先度に応じて計画的に実施することが企業に求められています。その前提となる災害想定や対策のレベルは必ずしも明確ではありません。仮にそれらを非常に厳しく解釈し、結果として既設生産設備の多くで大掛かりな対応が必要となった場合、当地における事業の継続そのものが困難となる事態も想定されます。大規模災害への対策は、企業のみで対応できる規模のものではありませんので、ぜひ官民一体で現実的な対策を検討させていただきたく要望致します。</p> <p>今回の改正手順は、パブコメを11月18日まで募集した後、11月中旬に公布・施行となり、その後、企業への解説等が行われるようですが、前述のとおり、官民一体で、現実的かつ効果的な対策を検討する必要があると思われますので、本改正案の確定にあたっては、事前に官民で意見交換する機会を設けていただきたく要望致します。</p>	<p>南海トラフ巨大地震等の大規模災害による甚大な被害が懸念されるなか、リスク低減の方策を講じるには一定期間を要すると考えられ、検討は迅速に着手していただく必要があります。そのため、指針の改正は速やかに実施すべきものと考えます。一方で、事業者での検討の期間を確保するため、管理計画書の変更届出は、取扱量に応じ、一定の期間後に提出して頂くよう考えています。</p> <p>また、府でリスクの把握方法や低減対策の例を記載した指針の解説やマニュアルを作成し、それらの公表や事業所を対象とした説明会の開催等を通じて、事業者の置かれた状況に応じた対策を検討して頂ける様、制度を運用していきます。</p>
5	<p>設備等の補強は各社、独自でおこなうのでしょうか。資金難の会社には大阪府から補助金等を出される様なお考えはありますか。</p>	<p>事業者が自ら環境リスクの把握や対策の優先度を決定して、自主的にリスク低減対策を実施していただきます。その対策の内容については、指針の内容、マニュアル及び大阪府が開催する説明会等を参考にしてください。今回の対策のための大阪府の補助制度はありません。</p>